

第1章 はじめに

1 本調査研究の意義

平成24年7月、犯罪対策閣僚会議は「再犯防止に向けた総合対策」を策定し、出所後2年以内に刑務所等に再入所等する者の割合を、同33年までに20%以上減少させるという数値目標を設定し、再犯防止のための4つの重点施策を定めた。そのうち「再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する」という第3の重点施策中の「再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施」には、「刑務所出所者等のうち、再犯をしなかった者について、更生することができた要因等の調査研究を検討する」ことが含まれている。

これは、犯罪・非行の実態や再犯状況の調査を通じ、犯罪や非行に至る要因の解明を目指す伝統的な研究に加え、犯罪や非行からの離脱あるいは犯罪者や非行少年の立ち直りを調査し、彼ら彼女らが更生することができた要因を解明する研究を新たに要請するものである。後述のとおり、既に欧米においては、矯正施設からの出所者等を長期間追跡して動向を見ていく方法で、更生要因を解明するための調査研究（デシスタンス研究）が実施されているが、我が国においては前例が乏しかった。

平成21年版犯罪白書は、少年期に非行のあった者について、保護処分を受けても早期に再犯に及ぶ者が少なくなく、そうした者は年齢を重ねても再犯を繰り返す傾向が高いことを指摘している。平成23年版犯罪白書では、少年院出院者の成行きを調査し、18・19歳で少年院を出院した調査対象者の4割近くが25歳までに刑事処分を受けたこと等を明らかにした。一方で、一定数の非行少年が更生していること、また少年が可塑性に富み、改善更生の余地が大きいことはよく知られているものの、非行少年にとっての更生要因は十分に分析・解明されていなかった。

そこで、少年院出院者の立ち直り過程に焦点を当て、青少年の立ち直り（デシスタンス）に関する研究を行うこととした。少年院出院者を長期間追跡し、出院後に彼らの人生にどんな出来事があったか、また彼らの意識はどう変化し、生活ぶりにどんな影響を与えたかを面接調査等によって明らかにし、その結果を分析する方法により、実証的に更生要因を探ろうとするものである。

本研究は、矯正施設からの出所者・出院者（再犯再非行のない者を含む）を対象に、法務省

が長期追跡調査を行った初めての例であり、3種類の異なる調査の組み合わせにより約4年にわたって実施された。一つは特定の期間中に少年院を出院した者を対象として関係記録を調べ、再入院等の状況を確認する成行き調査であり、残り二つは、同じ期間中に少年院を出院した者のうち、追跡調査に同意した者を対象とした質問紙調査と面接調査である。比較のため、質問紙調査では、無作為抽出した一般青少年及び少年院に再入院した者をそれぞれ対照群とし、面接調査では少年院に再入院した者を対照群とした（いずれの対照群も、全員が調査に同意している）。

本報告は、この調査の成果を分析して改善更生の要因を探求した結果を取りまとめて示し、より効果的な矯正教育や保護観察処遇の在り方、あるいは保護観察終了後の新たな支援策等の検討に資する基礎資料として提供するものである。

2 本報告書の構成

本報告書の構成は以下のとおりである。

第2章では、デシスタンス研究と呼ばれる、非行・犯罪からの立ち直りに関する実証的な研究について、先行研究を紹介する。

第3章では、成行き調査の概要と結果、分析により得られた知見を示す。

第4章では、質問紙調査の概要、2種類の対照群との比較を通じた調査結果を示す。

第5章では、面接調査の概要、対照群との比較を通じた調査結果、調査対象群を時系列で縦断的に比較した調査結果を示す。

第6章では、第3章から第5章までで明らかになった内容を概観した上で、より効果的な矯正教育や保護観察処遇の在り方、保護観察終了後の新たな支援策等の検討に資する知見を示すとともに、今後の課題についても取り上げる。